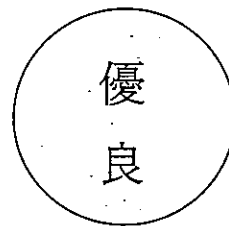


産業廃棄物収集運搬業許可証

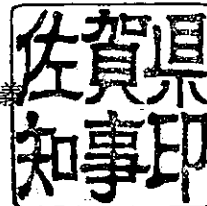


住所 福岡県田川郡香春町大字中津原1974番地の2

氏名 河津産業株式会社
代表取締役 河津 直紀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 平成29年（2017年）11月30日
許可の有効年月日 令和6年（2024年）11月29日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、
鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、第13号廃棄物、廃プラスチック類、
金属くず及びガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）

以上19種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年11月30日 更新許可 優良基準適合

令和5年9月19日 変更届 名称の変更

令和6年4月23日 変更届 代表者の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。